

# 宮城県の外国人観光客新型コロナウイルス感染症対応イメージ

令和4年10月14日  
宮城県経済商工観光部  
観光プロモーション推進室

## 外国人観光客

発熱等の新型コロナウイルスを疑う症状出現

下記の全てに該当する方は自己検査による陽性者登録も可能です。

- ・65歳未満の方 ・妊娠していない方 ・基礎疾患等の重症化リスクのない方
- ・SMSやメールでの連絡が可能な方 ・発症日から7日が経過していない方
- ・軽度の有症状の方

### 医療機関の受診

●受診相談センター(電話022-398-9211)  
近隣にある受診可能な医療機関をいくつかご紹介します  
必ず事前に医療機関へ電話し、受診可能かどうか確認して受診してください。

※日本語・英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語は24時間受付。  
※タイ語・ネパール語・ベトナム語・ロシア語・タガログ語・インドネシア語・  
ヒンディー語は、平日の8時30分から18時まで受付。

宮城県の相談窓口については、下記リンクをご確認ください。  
<https://www.c19.mhlw.go.jp/area-tohoku-jp.html#miyagi>



### 自己検査の実施

日本で薬事承認された抗原定性検査キット(※1)が手元にある/  
入手した場合、そのキットを用いて検査を実施

※体外診断用医薬品又は「第1類医薬品」として国に承認されたものに限り  
ます。「研究用」は対象外です。承認状況は、厚生労働省HPで御確認いた  
だけます。

厚生労働省サイトへリンク  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_11331.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html)



### 検査結果が陽性の場合

#### 発生届対象者

- ①65歳以上の方
- ②入院を要する方
- ③重症化リスクがあり治療投薬等が必要な方
- ④妊娠している方  
(可能性がある方を含む)

上記①から④に該当すると医師が判断した場合、保健所に発生届が出されます

医師から届出があった患者には、保健所から電話連絡があります。  
療養先等は、保健所の指示に従ってください。

#### 発生届対象外の者

- 左記①～④に該当しない方  
※保健所からの連絡はありません

保健所からの連絡はありません。宿泊療養施設での療養申込や体調悪化時の相談は、現在の滞在場所のホームページを参考に、ご自身で申込・相談を行ってください。

#### 仙台市内に滞在中の方

仙台市ホームページ  
「陽性と診断された方へ」

<https://www.city.sendai.jp/kenkoanzen-kansen/kurashi/kenkotofukushi/kenkoiryo/kansensho/shippobetsu/kansensho/youseinokatahemokuji.html>



※住所は滞在場所に読み替えてご利用ください。  
※宿泊療養施設への入所調整は、感染拡大の状況によって1日～数日の時間を要する場合があります。ご了承ください。

#### 仙台市以外に滞在中の方

宮城県ホームページ  
「陽性者サポートセンター」

<https://www.pref.miyagi.jp/site/covid-19/haiso-touroku-center.html>



### 陰性の場合

検査が陰性だった場合にも、症状が続いている場合には健康観察や感染対策を継続してください。  
再度症状が悪化した場合、医療機関の受診等をご相談ください。

同行者など濃厚接触に該当する方については、陽性者ではないため、宿泊療養施設での療養はできません。